

建築・まちづくり支援プラットフォーム宮城 設置要綱

第1 目的

人口減少、少子高齢化が進む中、自治体においては公共建築の長寿命化、施設の再配置や東日本大震災後の新たなまちづくりが進められようとしている。一方で自治体の建築技術職員の不足といった課題も多い。そのような状況において、良質な公共建築整備や地域のまちづくりに寄与するため、建築関係の団体等が連携し、中立的立場で自治体を支援することを目的として「建築・まちづくり支援プラットフォーム宮城」（以下「プラットフォーム宮城」という。）を設置する。

第2 活動

「プラットフォーム宮城」は、目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 自治体の公共建築整備やまちづくり等に係る相談に対する助言、提案等に関すること
- (2) 建築・まちづくりに関する情報交換、共有、発信に関すること
- (3) その他、目的の達成に関すること

第3 構成

「プラットフォーム宮城」は以下の団体（以下、構成団体という。）による構成とする。

公益社団法人 日本建築家協会東北支部 宮城地域会
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会
一般社団法人 宮城県建築士会
一般財団法人 宮城県建築住宅センター

第4 組織

- (1) 「プラットフォーム宮城」には幹事を置く。
- (2) 幹事は構成団体から推薦を受けた者とし、それぞれの団体から1名とする。
- (3) 「プラットフォーム宮城」には、オブザーバーとして次の組織を位置づける
国土交通省東北地方整備局建政部
宮城県土木部営繕課
- (4) 「プラットフォーム宮城」の事務局は一般財団法人宮城県建築住宅センターとする。

第5 幹事会

- (1) 「プラットフォーム宮城」の運営を円滑に行うため幹事会を置き、活動に関する調整等を行う。
- (2) 幹事会には幹事長を置く。
- (3) 幹事長は必要があると認める場合は、幹事以外のものを幹事会に出席させることができる。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、「プラットフォーム宮城」の運営に関して必要な事項は幹事会において決定する。

附則

この要綱は、令和2年9月16日から施行する。